

八丈町農業委員会

第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年10月24日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年10月24日(火) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司(欠席)

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：9番 菊池 寛委員、10番 菊池 みゆき委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 佐藤 章敬、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第7回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、9番委員・10番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年10月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 629㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作面積の規模を縮小するため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、最近八丈へ移住し譲渡人である●●●●さんにロベの栽培を教わっているところです。農地についてはすでにロベが植えられており引き続きロベの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 農業委員さんと事務局と現地確認を行いました。農地についてはすでにロベが植えられており、すぐにでも出荷できる状態のロベがあります。また、背丈の高いロベと低いロベが混在していて長期的にも畑を利用することができると思いますので、問題ないかと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委8番 農地については、推進委員、事務局からの説明があったとおりです。譲渡人の●●●●さんとも会ってお話をしたところ、●●●●さん自身が体調が優れないところに、今回譲受人の●●●●さんが農地を取得したい旨のお話があり、譲り渡す事になったとの事です。●●●●さんから●●●●さんにロベ切りのやり方等も教えているとの事ですので問題ないかと思われまます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可といたします。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和5年10月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 1,657㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 唐辛子、野菜、レモン、果樹 売買価格 1,000,000円、

移転の時期 令和5年11月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和5年10月31日、

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは認定農業者ですので全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については昔使用されていたハウスの骨組みがありますが朽ちており使用できない状況です。また草も繁茂している状況ですので未来に残す東京の農地プロジェクトを利用し再生、その後山村離島振興施設整備事業を利用し耐風強化型パイプハウスを整備します。作物については唐辛子、芋などの野菜やレモン、果樹の栽培も並行して行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 農業委員さん、事務局と現地確認を行いました。
事務局からの説明どおり、農地には元々ハウスが建っていたが、数年手が入っておらず少し荒れた状況です。しかし、補助事業等活用して手を入れれば、平坦な土地ですので問題なく活用できると思います。審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、11番農業委員お願いします。

農委11番 推進委員からも説明があったとおり、事務局、推進委員と一緒に現地確認を行いました。譲渡人の●●●●さんからもお話を聞いたところ、段々高齢になり規模縮小を考えていたところ、若手の農業者で畑を探していた●●●●さんと話がまとまり、今回の所有権移転に至ったということです。近くには若手農業者の圃場もあり、いい刺激になって良いと思います。問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。